

雇用だより

令和2年6月号

岩船郡村上市雇用対策協議会
ハローワーク村上



新任のご挨拶

ハローワーク村上

所長 長谷川 徹

新緑の候、会員の皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、ハローワーク村上の業務運営につきましては、日頃から格別なご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

4月1日付けでハローワーク上越から転任してまいりました長谷川と申します。

ハローワーク村上の勤務は初めてですが、前任の中村同様よろしくお願いいたします。

さて、日銀新潟支店の基調判断（2年4月）では、「県内経済は回復が滞っている。」とされました。世界的に感染拡大が続いている新型コロナウイルス感染症が地域経済に及ぼす影響は大きく、会員企業の皆様にも直接・間接を問わずその影響が及んでいるものと拝察いたします。

現在、ハローワークでは喫緊の課題として、感染症の影響を受け休業を余儀なくされた事業主の方への雇用調整助成金の的確なご案内と迅速な支給処理に取り組んでおります。本年4月1日から6月30日までの間を、緊急対応期間として本助成金の特例措置が拡大されておりますので、ご活用ください。

感染症の一日も早い終息を願うところですが、当所管内の雇用失業情勢につきましては、直近の令和2年3月の有効求人倍率（パートを含む全数。以下同じ。）は1.31倍となり、前年同月の1.26倍を上回る状況にあります。年度では、新規求人数が3年連続増加となった一方で、新規求職申込件数は11年連続減少し、有効求人倍率は1.30倍となり、前年度と同水準の状況となりました。

一方、今春の高等学校卒業者につきましては、皆様方のお力により、管内高校の就職希望者全員が就職し、社会人としての第一歩を踏み出されました。採用していただいた企業の皆様には、御社の「力」となるまで、温かく見守っていただきますようお願いいたします。

6月には来年3月の高等学校卒業予定者の求人受理も始まります。今年度は感染症拡大防止の観点から、例年実施している求人受理説明会を開催することができませんが、長期的な人材確保の観点から、早めの採用計画の樹立と早期の求人申し込みをお願いします。

一方、雇用のミスマッチの解消、少子高齢化が進む中で、人材確保等の取り組むべき課題もあります。ハローワークとしては、基本業務である職業紹介業務、雇用保険業務を的確に実施し、特に、「マッチング機能の充実」を進めて、地域の皆様の期待に応えられるよう職員一丸となり取り組んでまいります。

最後になりますが、会員の皆様の益々のご発展とご健勝を祈念いたしまして、また、さらなるご理解・ご支援を賜りますようお願い申し上げ、新任の挨拶とさせていただきます。

令和3年3月

新規学校卒業者取扱日程表

令和3年3月新規学校卒業予定者を対象とした求人の申し込み日程につきましては、下表のとおりです。

新規学校卒業者は、岩船・村上地区の産業の発展や地域活性化を担うべき大変貴重な人材です。採用計画がありましたらお早目に求人申し込みをお願いいたします。

項目	学校別	
	高等学校	大学・短大・高专・専修学校
求人受理開始 求人連絡開始	6月1日 7月1日	2月1日
求人票・求人要項等の 学校への提示	7月1日	4月1日
求人者の学校訪問等	求人申込み以降かつ7月1日以降 (原則として事前に学校の了解を得る)	規制なし 広報活動の開始は3月1日以降 [※]
選考開始期日	(推薦開始 9月5日) 9月16日	規制なし 面接会等実質的な選考活動開始は 6月1日以降、採用内定開始は10月1日 [※]

※関係省庁連絡会議における「2020年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に対する考え方」より

優秀な人材確保のために 早めの求人申し込みを!!

当所で受付した全ての新規高卒者対象求人は、県内全ての高校で公開され閲覧されます。

高校生の大半が、遅くとも8月10日頃までには応募先を決定していますので、6月末までに早めの求人申し込みをお願いします。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を追加実施します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

【雇用調整助成金の経済上の理由の例】

- ・取引先が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小した場合
- ・行政からの営業自粛要請を受け、自主的に休業を行い、事業活動が縮小した場合
- ・市民活が自粛されたことにより、客数が減った場合
- ・風評被害により観光客の予約キャンセルが相次ぎ、これに伴い客数が減った場合
- ・労働者が感染症を発症し、自主的に事業所を閉鎖したことにより、事業活動が縮小した場合

支給要件等の詳細については、ハローワーク村上 **求人・学卒部門の窓口**へお尋ねください。

令和2年度の雇用保険料率について ～令和元年度から変更はありません～

「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が令和2年3月31日に国会で成立しました。令和2年4月1日から令和3年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです（令和元年度から変更ありません）。

* 失業等給付の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに引き続き3/1,000です。（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は4/1,000です。）

* 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）も、引き続き3/1,000です。（建設の事業は4/1,000です。）

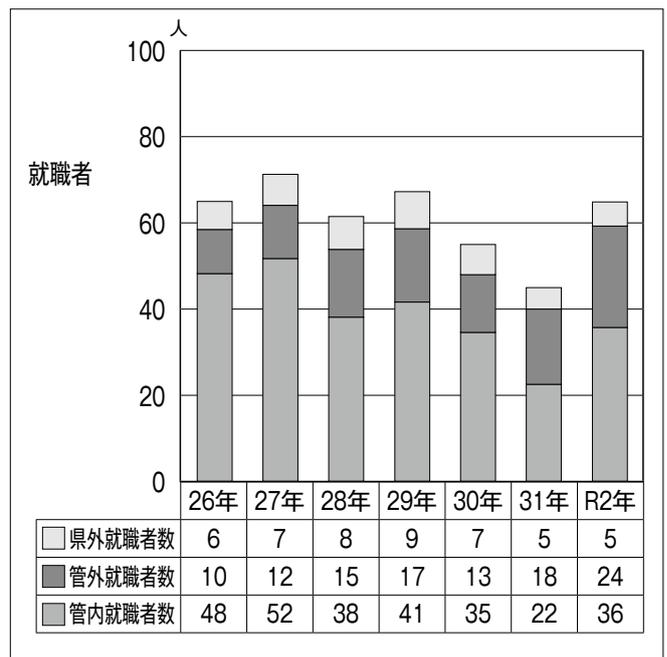
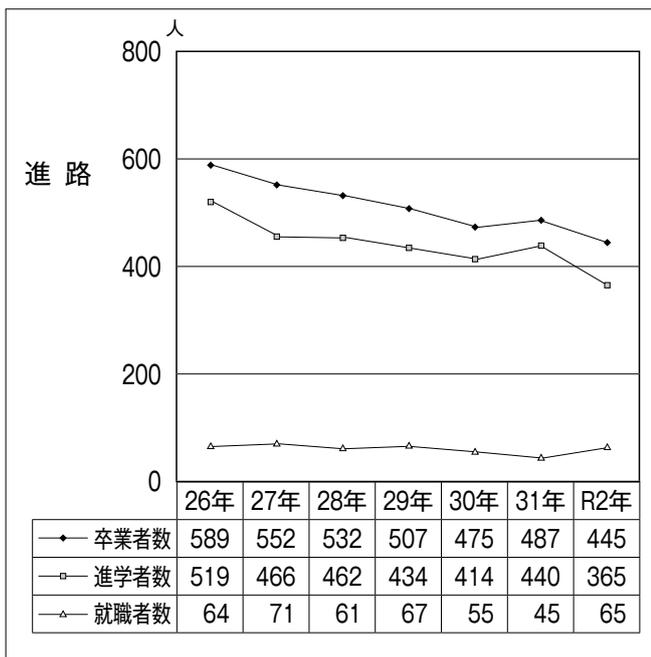
令和2年3月

新規高等学校卒業者の職業紹介状況

求人数は総数で対前年度比13.9%（35人）増加し、うち管内求人数は同12.7%（29人）増加しました。就職数は総数で対前年度比44.4%（20人）増加し、うち管内就職者数は同63.6%（14人）増加しました。

項目 学校別	卒業者数	進学者数	求 人 数			就 職 者 数			管 外 からの 受入数			
			管内	管外	県外	管内	管外	県外				
高 等 学 校	計	445	365	286	257	24	5	65	36	24	5	33
	男	214	164					42	26	12	4	
	女	231	201					23	10	12	1	
31年3月卒業者		487	440	251	228	18	5	45	22	18	5	28
対前年度比(%)		△8.6	△17.0	13.9	12.7	33.3	0.0	44.4	63.6	33.3	0.0	17.9

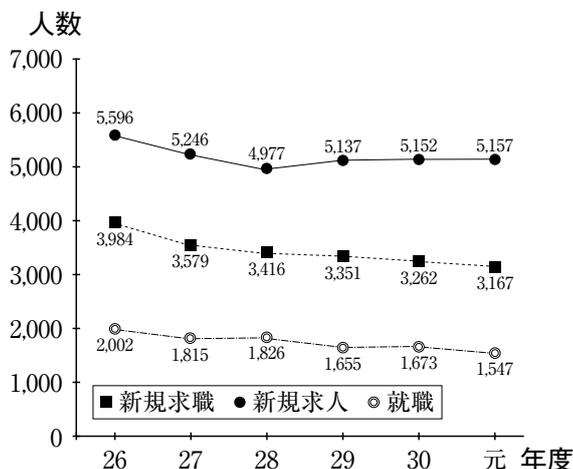
年次別進路及び職業紹介状況



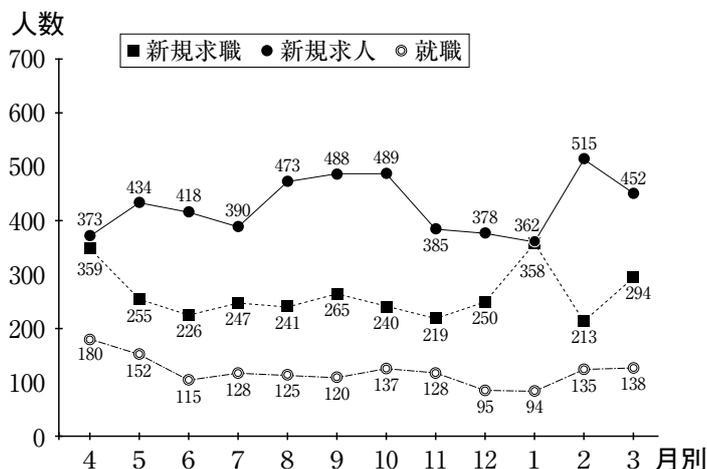
令和元年度の雇用の動き〈求人・求職の状況〉

数値はすべてパートを含む全数で表示しています。

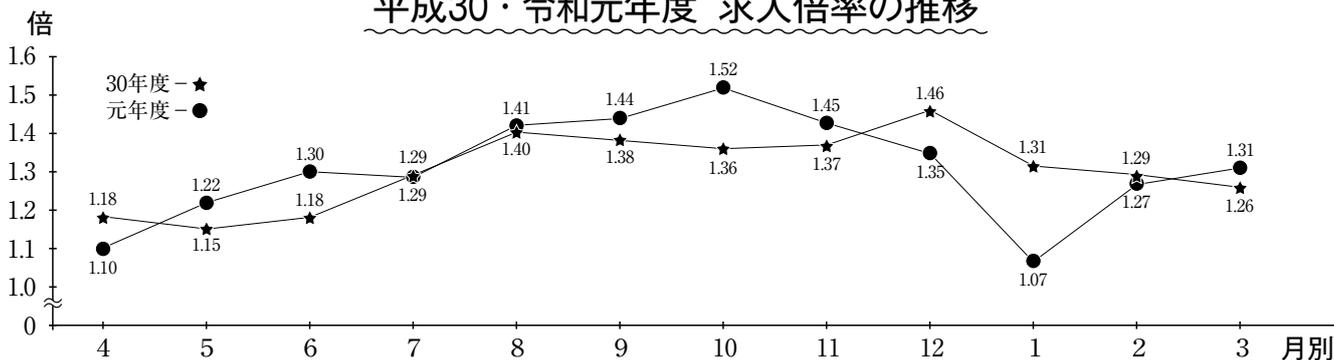
年度別推移



令和元年度月別の状況



平成30・令和元年度 求人倍率の推移



概要

- ・新規求人は、令和元年度上半期は増加傾向にあったものの、下半期になり減少傾向に転じたため、年度計で対前年度比0.1%増に留まった。
- ・新規求職は、減少傾向で、年度計で対前年度比2.9%減少した。
- ・有効求人倍率は、前年度同じ1.30倍であった。

ハローワーク人事異動のお知らせ

4月1日付で人事異動がありました。

◆転入者 よろしくお願いたします。

所長 長谷川 徹 (上越所から)
 統括職業指導官 加藤 玲子 (長岡所から)
 統括職業指導官 片桐 博文 (柏崎所から)
 求人・学卒担当 原田 夏美 (石川局から)

◆新規採用 よろしくお願いたします。

職業相談担当 志田 郁弥

◆退職者(定年退職) 大変お世話になりました。

所長 中村 正美

◆転出者 大変お世話になりました。

統括職業指導官 藤井 博 (長岡所へ)
 統括職業指導官 横山 初美 (新潟所へ)
 職業相談担当 細川 秀次郎 (十日町所へ)
 求人・学卒担当 今井 来紀 (妙高出張所へ)

ハローワーク村上では、引き続き地域の発展に向けた支援に努めてまいりますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

高年齢労働者(満64歳以上)の雇用保険料免除措置が廃止となります。

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても雇用保険の適用対象となっています。これに伴う64歳以上の高年齢労働者に係る雇用保険料の免除措置は、令和元年度(2020.3.31)までとなっています。したがって、**令和2年度(2020.4.1)からは被保険者の条件を満たす全ての方が適用対象となり、事業主及び全ての被保険者は雇用保険料の負担が必要**となります。

2020年4月から特定の法人について電子申請が義務化されます。

現在、政府全体で行政手続きコスト(行政手続きに要する事業者の作業時間)を削減するため、電子申請の利用促進を図っており、当該取組の一環として、**特定法人の事業所が労働保険等に関する一部の手続きを行う場合には、必ず電子申請で行っていただくこと**となりました。

◎ 特定の法人とは

資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人、相互会社、投資法人、特定目的会社

◎ 一部の手続きとは

* 雇用保険

☞ 被保険者資格取得届、被保険者資格喪失届、被保険者転勤届、高年齢雇用継続給付支給申請、育児休業給付申請

* 労働保険

・継続事業(一括有期事業を含む。)を行う事業主が提出する以下の申告書

☞ 年度更新に関する申告書(概算保険料申告書、確定保険料申告書、一般拠出金申告書)

☞ 増加概算保険料申告書

(注意事項)

- 2020年4月以降に開始される**各特定の法人の事業年度から適用**されます。
- 社会保険労務士や社会保険労務士法人が、対象となる特定の法人に代わって手続きを行う場合も含まれます。
- 以下に該当する場合は、**電子申請によらない方法により届出が可能です。**
 - 電気通信回線の故障や災害などの理由により、電子申請が困難と認められた場合。
 - 労働保険関係手続(保険料申告関係)については、労働保険事務組合に労働保険事務が委託されている場合、単独有期事業を行う場合、年度途中で保険関係が成立した事業において、保険関係が成立した日から50日以内に申告書を提出する場合。
- 社会保険に関する一部の手続も義務化されます。対象手続等の詳細については、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

新潟労働局総務部労働保険徴収課又は最寄りの労働基準監督署やハローワークにお問い合わせください。

〒950-8625 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館3階
新潟労働局総務部労働保険徴収課 電話025-288-3502

令和2年度労働保険料等の申告・納付期限が 令和2年8月31日まで延長されました

概 要

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、労働保険料等の申告期限・納付期限（年度更新期間）について令和2年8月31日まで延長することといたしました。

《申告期限》

従来	延長後
令和2年6月1日 ～同年7月10日	令和2年6月1日 ～同年8月31日

《納期限》

	従来	延長後
全期・第1期	令和2年7月10日	令和2年8月31日

なお、延納（分割納付）をしている場合の第2期以降の納期限については従来どおりとなります。

	個別事業場	事務組合
第2期	令和2年11月2日	令和2年11月16日
第3期	令和3年2月1日	令和3年2月15日

労働保険の年度更新は管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送又は電子申請でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告することが可能です。また、労働保険料等の納付については口座振替や電子納付が便利です。

「求人者マイページ」のご案内

ハローワークインターネットサービス上に求人者専用の「求人者マイページ」を開設すると、会社のパソコンから求人申込みや内容変更などのサービスをご利用いただけます。

〈サービス内容〉

●求人の申込み

※会社のパソコンから求人情報を入力し、求人を申し込むことができます（求人仮登録）。申込み済みの求人データを活用して求人を申し込むこともできます。

※申込み内容は、ハローワークで確認後に受理・公開します。

※次の要件に該当する場合は、マイページでの求人情報の入力（仮登録）後、14日以内（期限日が閉庁日の場合は前閉庁日まで）にハローワークにお越しのうえ、本登録の手続きを行う必要があります。

- ・マイページを通じて初めて求人を申し込む場合（窓口でマイページ開設手続きを行った場合を除く）
- ・2020年1月以降、初めて障害者専用求人を申し込む場合
- ・2020年1月以降、初めてトライアル雇用求人を申し込む場合
- ・2020年1月以降、初めて障害者（短時間）トライアル雇用求人を申し込む場合
- ・2020年1月以降、過去1年間に求人を申し込んでいない場合
- ・派遣・請負求人を申し込む場合
- ・その他、ハローワークが必要と認める場合

●申し込んだ求人内容の変更や求人の募集停止、事業所情報の変更など

※申し込み内容をハローワークで確認します。

●事業所の外観、職場風景、取扱商品などの画像情報の登録・公開

※登録できる画像情報は10ファイルまでです（サイズ：1ファイルにつき2MBまで 形式：JPEG、GIF、PNG、BMP）。

※ハローワークで確認後に公開します。

●ハローワークからご紹介した求職者（応募者）の紹介状の確認、選考結果（採用、不採用）の登録（ハローワークに連絡）

※応募者本人には、選考結果を直接ご連絡いただく必要があります。

※求人が無効となった場合、マイページでの紹介状の確認、選考結果の登録（ハローワークへの連絡）は利用できなくなりますので、選考結果は直接ハローワークにご連絡ください。

※求職者のご紹介後、2週間経過した時点で選考結果が登録されていない場合は、「選考結果未入力通知」メールが届きません（システムによる自動送信）ので、選考結果の登録をお願いします。

●メッセージ機能（ハローワークからご紹介した求職者（応募者）とのやりとり）

※メッセージをやりとりできるのは、相手方の求職者が「求職者マイページ」を開設している場合に限られます。

※求人が有効中の場合に限り、求職者とやりとりできます。

●求職情報検索

※ハローワークに登録している求職者のうち、経歴、専門知識、資格や希望条件など求職情報を求人者にPR（公開）することを希望している方々の情報（氏名、連絡先などの個人が特定される情報を除く）を検索できます。

※有効中の求人がある場合に利用できます。

※ハローワークで求職者の希望条件などの適合性を判断したうえでご紹介します。当該求職者を担当するハローワーク（求職情報詳細画面に表示されているお問い合わせ先ハローワーク）にご相談ください。